神戸市告示第 521 号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和3年11月4日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

中央区東川崎町2丁目14番の一部、20番2の一部 3丁目29番の一部、39番1の一部 (別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素 及びその化合物

<起点>

起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端 (No.3126) 地点とする

<格子の回転角度>

24°12′28 '

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

